

令和7年11月26日

医師・歯科医師

がん診療及び緩和ケアに従事するその他の医療従事者 各位

岡山大学病院長

前 田 嘉 信【公印省略】

岡山県緩和ケア研修会（岡山大学病院主催）の参加募集について

岡山県がん診療連携拠点病院として、がんその他の特定の疾病（以下「がん等」という）において、適切に緩和ケアが提供されるよう、がん等の診療に携わる全ての医療従事者が緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を習得することを目的として、本研修会を開催します。

本研修会は、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に基づき実施するものです。全日程の修了者には、研修会主催責任者と厚生労働省健康・生活衛生局長両名の記名捺印された「修了証」を後日交付いたします。

この機会にがん等診療及び緩和ケアに携わる皆様方に受講を賜りたくご案内させていただきます。関係者の方々にはご周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

受講希望者は参加申込書にご記入の上、令和8年1月14日（水）までに下記担当部署へメール、郵送もしくはFAXにてご提出いただけますようお願いいたします。

記

- 1 会の名称：岡山県緩和ケア研修会（岡山大学病院主催）
- 2 開催日時：令和8年1月31日（土）【受付8：30～9：00 研修9：00～17：00】
- 3 場 所：岡山大学鹿田キャンパス内 マスカットキューブ3階講義室
（〒700-8558 岡山市北区鹿田町2丁目5-1）
- 4 対 象 者：医師、歯科医師、がん診療及び緩和ケアに従事するその他の医療従事者
緩和ケア研修会 e-learning 修了者
※申込時に『e-learning 修了証書』を提示できること
（当日、遅刻や途中退席された方には、修了証書をお出しすることができません。）
- 5 募集人員：30名
（医師・歯科医師：20名、がん等診療及び緩和ケアに従事するその他の医療従事者：10名）
- 6 受講料：1名につき2,000円（昼食、茶菓代として）釣り銭のいらないようご用意下さい。
- 7 応募締切：令和8年1月14日（水）必着
- 8 申込方法：「参加申込書」を下記担当部署までメール、学内便もしくはFAXでご提出ください。
申込終了後に案内メールを送付いたします。

- 9 備考 :がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師、またこれらの医師・歯科医師と協働し、がん等診療及び緩和ケアに従事するその他の医療従事者を対象とした下記事項についての集中的な研修となります。

◎がん性疼痛緩和指導管理料等の算定要件の取得

- ・全人的な緩和ケアの要点
(がん性疼痛の評価と管理、チーム医療について、事例検討等)
- ・療養場所の選択と地域連携
- ・がん患者に対するコミュニケーション技術の体得

- 10 緩和ケア研修会を受講（修了証書を取得）するメリット

診療報酬において、「緩和ケア診療加算」、「有床診療所緩和ケア診療加算」、「外来緩和ケア管理料」、「緩和ケア病棟入院料」、「がん性疼痛緩和指導管理料」、「がん患者指導管理料」、「在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（往診料等）」、「在宅療養実績加算2（往診料等）」、「在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料」を算定する際に、厚生労働省が認める開催指針に準拠した緩和ケア研修会又は、指導者研修会の修了が要件となっています。また、平成28年度より、緩和ケア研修会の受講は、日本がん治療医認定機構が認定するがん治療認定医の新規申請ならびに認定更新の必須条件となっています。詳細は最新の診療報酬をご確認ください。

本件担当：岡山大学病院 医事課診療支援担当 佐々木・山本 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2丁目5番1号 Tel：086-235-7072 Fax：086-235-7613 e-mail：sinryousien@adm.okayama-u.ac.jp
--

○『e-learning 修了証書』の提示について

e-learning を修了いただくと、e-learning 修了証書が発行されます。岡山県緩和ケア研修会を受講するにあたり、e-learning 修了証書の ID が必須となりますので、申込みの際には e-learning 修了証書のコピーまたは PDF データなどにしたものを合わせて提出してください。

また、e-learning の受講は e-learning 修了証に記載された交付日が集合研修開催日より 2 年以内である必要がありますので、ご注意ください。

様式 1

e-learning 修了証書

(参加者の氏名)
(ID)

あなたは、厚生労働省が定める緩和ケア研修会(e-learning)を受講し、修了したことを証します。

西暦 年 月 日

(e-learning 管理責任者)

交付日が集合研修開催日より2年以内である必要があります。

※本修了証書は、緩和ケア研修会（e-learning）の交付日から2年間有効です。